

「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金」の申請受付を開始します ～エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けた中小企業者向けの支援金を創設～

千葉市では、エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響を受けた中小企業者を支援する市独自の支援金の申請受付を8月25日から開始しますので、お知らせします。

1 事業概要

エネルギー価格をはじめとする物価高騰の影響で苦しい経営環境が続く中小企業者に対して、事業の継続を支援するため、市独自の支援金として「千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金」を創設し、1者当たり10万円を給付します。

(1) 給付要件

以下のア～ウにすべて該当する中小企業者

ア 令和5年4月から9月までの任意の1カ月において、電気、ガス、ガソリン、重油、軽油、灯油の合計金額が3万円以上あること。

ただし、上記金額が3万円未満の場合は、原料、材料、仕入物品、消耗品、荷造り運賃を含んだ合計金額が、令和5年4月から9月までの連続する3カ月において、月平均で50万円以上あること。

イ 法人の場合 市内に本店を有すること。

個人事業者の場合 市内に本店を有すること、または主たる事業所を有すること。

ウ 今後も市内で事業継続する意思があること。

(2) 給付額

1者当たり10万円

2 申請受付期間

令和5年8月25日（金）～12月15日（金）

3 申請方法

オンラインまたは郵送で申請してください。

申請書類は、市役所高層棟7階産業支援課（Aカウンター）および各区役所に配架するほか、ホームページに掲載します。

4 申請サポート（問い合わせ先）

コールセンターのほか、面会またはオンラインによる相談ができる対面相談窓口を申請期間中、支援金事務局に常設します。

【支援金事務局】千葉市中小企業者エネルギー価格等高騰対策支援金事務局

（委託事業者 株式会社JTB千葉支店）

対応時間 平日8：30～17：30

(1) コールセンター

電話 043-223-5591

(2) 対面相談窓口

場所 中央区富士見2-15-11 IMI千葉富士見ビル4階

※対面相談を受ける場合には、事前予約が必要です。名称(屋号)、担当者名、電話番号、メールアドレスまたはファックス番号、希望日時をメールまたはFAXで以下に送信してください。

メール chibacity-chushoenergy@jtb.com

FAX 043-227-8205

<参考URL> <https://chibacity-chushoenergy.com>

